

社会福祉法人徳寿会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 4月 1日～ 令和9年 3月 31日までの 2 年間

2. 内容

目標1： 令和7年 10月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和7年 4月 育児休業等制度利用支援のための相談窓口の設置、
～ 社内報などによる職員への周知
- 令和7年 10月 就業規則の改定
- 令和7年 10月～ 制度の周知、社内報などによる社員への周知
- 令和8年 5月～ 短時間勤務制度利用の実態把握と問題分析

目標2：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 令和7年 4月 就業規則改定
- 令和7年 5月～ 全職員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和7年 10月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

※参考・・・育休復帰支援プラン（厚労省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000067027.html>

目標3：年次有給休暇の取得率を法人全体で85%とする。

<対策>

- 令和7年 5月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和7年 8月～ 社内報などでキャンペーンを行う
- 令和7年 11月～ 年次有給休暇の上半期の取得状況を把握する
- 令和8年 1月～ 取得率の目標未達成の部署の問題分析
- 令和8年 5月～ 年次有給休暇の取得に関するアンケート実施